

資 料 編

1 一般廃棄物

(1) 一般廃棄物の処理体制（平成25年度）	7 8
(2) 市町のごみ排出量及び処理量（平成25年度）	7 9
(3) ごみ排出量等の推移（平成16～25年度）	8 1
(4) ごみ処理量の推移（平成16～25年度）	8 1
(5) ごみ再生利用量等の推移（平成16～25年度）	8 1
(6) ごみ最終処分量の推移（平成16～25年度）	8 1
(7) ごみ処理経費の推移（平成16～25年度）	8 2
(8) ごみ処理施設の整備状況（平成25年度末現在）	8 2
(9) 水洗化人口と非水洗化人口の推移（平成16～25年度）	8 2
(10) し尿等の排出量の推移（平成16～25年度）	8 3
(11) し尿等の処理状況の推移（平成16～25年度）	8 3
(12) し尿処理施設の整備状況（平成25年度末現在）	8 3
(13) 浄化槽の設置基数の推移（平成16～25年度）	8 3
(14) 浄化槽の法定検査の受検状況の推移（平成16～25年度）	8 3

2 産業廃棄物

(1) 業種別・種類別産業廃棄物排出量（平成25年度）	8 4
(2) 産業廃棄物処理施設の設置状況	8 4
(3) 産業廃棄物処理業の状況	8 5
(4) 公共関与による埋立処分事業の状況	8 6
(5) 産業廃棄物の広域移動の状況	8 6
(6) 有害廃棄物対策の現状	8 7

3 廃棄物部門における地球温暖化対策の状況（広島県地球温暖化防止地域計画からの抜粋）

(1) 温室効果ガスの現状と削減目標	8 7
(2) 再生可能エネルギー対策の現状等	8 7

4 循環型社会形成

(1) 循環型社会の実現のための法体系	8 8
(2) 国の基本方針	8 9

5 第4次広島県廃棄物処理計画の策定の経緯

(1) 広島県環境審議会における審議状況等	9 0
(2) 広島県環境審議会委員一覧	9 1

6 用語集

1 一般廃棄物

(1) 一般廃棄物の処理体制（平成25年度）

市 町 名	ごみ処理体制		し尿処理体制
	可 燃 ご み	そ の 他	
広 島 市	単独処理	単独処理	単独処理 (一部は安芸地区衛生施設管理組合)
呉 市	単独処理	単独処理	単独処理
竹 原 市	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合
三 原 市	単独処理 (一部は甲世衛生組合)	三原広域市町村圏事務組合	単独処理 (一部は甲世衛生組合)
尾 道 市	単独処理 (一部は甲世衛生組合)	単独処理	単独処理
福 山 市	単独処理	単独処理	単独処理
府 中 市	単独処理	単独処理	単独処理
三 次 市	単独処理	単独処理	単独処理
庄 原 市	単独処理	単独処理	単独処理
大 竹 市	単独処理	単独処理	単独処理
東 広 島 市	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合
廿 日 市 市	単独処理	単独処理	単独処理
安 芸 高 田 市	芸北広域環境施設組合	芸北広域環境施設組合	単独処理
江 田 島 市	単独処理（呉市で焼却）	単独処理	単独処理
府 中 町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
海 田 町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
熊 野 町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
坂 町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
安 芸 太 田 町	山県郡西部衛生組合	山県郡西部衛生組合	山県郡西部衛生組合
北 広 島 町	芸北広域環境施設組合 (一部は山県郡西部衛生組合)	芸北広域環境施設組合 (一部は山県郡西部衛生組合)	単独処理 (一部は山県郡西部衛生組合)
大 崎 上 島 町	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合
世 羅 町	甲世衛生組合	三原広域市町村圏事務組合	甲世衛生組合
神 石 高 原 町	単独処理	単独処理	単独処理

(2) 市町のごみ排出量及び処理量 (平成25年度)

① ごみ排出量

市町名	計画処理区域内人口		合計	収集ごみ					計	直接 搬入量	合計	左の内訳		1人1日 当たりの 排出量 (g/人・日)
	計画収集 人口	自家処理 人口		可燃 ごみ	不燃 ごみ	資源 ごみ	その他	粗大 ごみ				生活系	事業系	
広島市	1,185,815	0	1,185,815	280,958	18,960	48,614	228	4,348	353,108	18,829	371,937	216,513	155,424	859
呉市	238,771	0	238,771	59,012	2,668	7,516	151	2,037	71,384	8,769	80,153	53,344	26,809	920
竹原市	28,338	0	28,338	6,208	1,168	372	5	10	7,763	1,612	9,375	6,522	2,853	906
三原市	99,656	0	99,656	25,166	1,748	1,832	0	296	29,042	4,225	33,267	18,293	14,974	915
尾道市	145,352	0	145,352	34,221	4,721	9,258	0	114	48,314	8,730	57,044	41,948	15,096	1,075
福山市	472,796	0	472,796	127,693	5,186	11,570	0	2,179	146,628	6,041	152,669	102,842	49,827	885
府中市	42,421	0	42,421	6,865	597	1,958	0	0	9,420	2,989	12,409	7,679	4,730	801
三次市	56,194	0	56,194	11,066	513	3,164	170	478	15,391	1,851	17,242	12,237	5,005	841
庄原市	39,013	0	39,013	5,005	130	2,403	4	68	7,610	2,738	10,348	7,522	2,826	727
大竹市	28,434	0	28,434	5,583	331	1,579	3	135	7,631	1,504	9,135	7,158	1,977	880
東広島市	183,577	0	183,577	48,778	398	6,164	59	1,935	57,334	6,257	63,591	37,338	26,253	949
廿日市市	117,628	24	117,652	27,983	707	2,595	18	1,416	32,719	3,437	36,156	24,331	11,825	842
安芸高田市	31,101	0	31,101	5,986	181	219	6	19	6,411	1,396	7,807	4,484	3,323	688
江田島市	26,103	0	26,103	6,481	498	449	19	835	8,282	1,279	9,561	7,127	2,434	1,004
市小計	2,695,199	24	2,695,223	651,005	37,806	97,693	663	13,870	801,037	69,657	870,694	547,338	323,356	885
府中町	51,605	0	51,605	12,096	199	1,388	16	649	14,348	666	15,014	11,028	3,986	797
海田町	28,780	0	28,780	7,696	112	1,096	7	399	9,310	626	9,936	6,565	3,371	946
熊野町	24,908	0	24,908	5,311	60	1,181	8	481	7,041	407	7,448	6,452	996	819
坂町	13,360	0	13,360	4,114	68	627	6	243	5,058	238	5,296	3,817	1,479	1,086
安芸太田町	7,151	0	7,151	975	17	312	9	14	1,327	323	1,650	852	798	632
北広島町	19,762	0	19,762	3,494	112	231	7	10	3,854	896	4,750	2,659	2,091	659
大崎上島町	8,245	0	8,245	1,400	183	530	5	108	2,226	641	2,867	2,273	594	953
世羅町	17,647	0	17,647	2,237	323	336	0	54	2,950	169	3,119	2,085	1,034	484
神石高原町	10,273	0	10,273	1,010	33	428	3	0	1,474	163	1,637	1,579	58	437
町小計	181,731	0	181,731	38,333	1,107	6,129	61	1,958	47,588	4,129	51,717	37,310	14,407	780
県計	2,876,930	24	2,876,954	689,338	38,913	103,822	724	15,828	848,625	73,786	922,411	584,648	337,763	878

② ごみ処理量

市町名	ごみ処理量 (①～④)		焼却処理量		計	最終処分量			焼却以外の 中間処理量 ③	資源化量		計	集団 回収量	自家 処理量
	直接 焼却量①	処理残さ 焼却量	直接 最終処分量 ②	処理残さ 埋立量		焼却残さ 埋立量	直接 資源化量 ④	処理後の 資源化量						
広島市	371,937	289,936	11,985	301,921	21,283	6,588	29,868	57,739	60,718	0	46,413	46,413	0	0
呉市	80,153	64,902	6,259	71,161	71	0	8,889	8,960	15,180	0	9,338	9,338	5,028	0
竹原市	9,375	6,780	0	6,780	287	1,255	631	2,173	1,736	572	404	976	364	0
三原市	33,267	28,263	1,682	29,945	0	551	4,516	5,067	4,860	144	2,627	2,771	1,822	0
尾道市	57,044	37,861	3,329	41,190	1,761	611	4,560	6,932	9,762	7,660	2,997	10,657	91	0
福山市	152,669	43,760	36	43,796	0	6,186	8,754	14,940	108,760	149	61,569	61,718	9,859	0
府中市	12,409	0	0	0	2,323	378	0	2,701	10,086	0	5,576	5,576	451	0
三次市	17,242	11,638	1,130	12,768	256	544	1,595	2,395	3,258	2,090	1,584	3,674	139	0
庄原市	10,348	6,206	402	6,608	0	225	0	225	4,142	0	4,381	4,381	0	0
大竹市	9,135	0	50	50	0	196	4	200	9,135	0	5,621	5,621	1,355	0
東広島市	63,591	54,076	542	54,618	890	2,701	6,854	10,445	6,508	2,117	3,116	5,233	2,543	0
廿日市市	36,156	10,800	650	11,450	921	529	1,110	2,560	24,435	0	14,746	14,746	1,258	4
安芸高田市	7,807	6,691	85	6,776	0	3	0	3	889	227	1,484	1,711	778	0
江田島市	9,561	7,308	590	7,898	613	149	856	1,618	1,495	145	640	785	645	0
市小計	870,694	568,221	26,740	594,961	28,405	19,916	67,637	115,958	260,964	13,104	160,496	173,600	24,333	4
府中町	15,014	13,020	100	13,120	0	460	475	935	1,539	455	1,316	1,771	0	0
海田町	9,936	8,204	247	8,451	144	8	247	399	699	889	927	1,816	0	0
熊野町	7,448	6,020	0	6,020	0	0	217	217	1,428	0	1,772	1,772	56	0
坂 町	5,296	4,218	329	4,547	68	0	161	229	1,010	0	936	936	0	0
安芸太田町	1,650	1,214	0	1,214	0	0	185	185	436	0	436	436	0	0
北広島町	4,750	3,975	49	4,024	0	2	42	44	648	127	978	1,105	0	0
大崎上島町	2,867	2,020	0	2,020	0	0	283	283	847	0	571	571	0	0
世羅町	3,119	0	246	246	0	111	36	147	3,119	0	1,615	1,615	30	0
神石高原町	1,637	0	0	0	0	122	0	122	1,291	346	551	897	0	0
町小計	51,717	38,671	971	39,642	212	703	1,646	2,561	11,017	1,817	9,102	10,919	86	0
県 計	922,411	606,892	27,711	634,603	28,617	20,619	69,283	118,519	271,981	14,921	169,598	184,519	24,419	4
県外委託分	128	117	0	117	0	0	14	14	11	0	0	0	—	—
処理量計	922,539	607,009	27,711	634,720	28,617	20,619	69,297	118,533	271,992	14,921	169,598	184,519	24,419	4

(3) ごみ排出量等の推移 (平成16~25年度)

単位 人口：千人，量：t/年，1人1日当たり排出量：g/人・日

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
総 人 口	2,877	2,875	2,872	2,869	2,864	2,861	2,858	2,853	2,886	2,877	
計画収集人口	2,874	2,873	2,871	2,868	2,863	2,860	2,857	2,853	2,885	2,877	
自家処理人口	3	2	1	1	1	1	0	0	0	0	
排 出 量	1,095,205	1,066,228	1,049,758	999,473	953,091	936,396	914,005	920,030	916,330	922,411	
収集ごみ量	979,640	958,096	939,870	912,817	876,270	858,825	839,864	850,327	847,512	848,625	
直接搬入量	115,565	108,132	109,888	86,656	76,821	77,571	74,141	69,703	68,818	73,786	
自家処理量	648	552	117	122	192	543	106	87	75	4	
1人1日 当たり 排出量	広島県	1,041	1,017	1,001	952	912	897	876	881	870	878
全国平均		1,084	1,067	1,050	1,024	971	935	918	919	907	902

(注) 端数処理の関係により，内訳と計が一致しないことがある。

(4) ごみ処理量の推移 (平成16~25年度)

単位：t/年

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
ごみ処理量	1,095,440	1,066,483	1,050,001	999,724	953,232	936,541	913,995	921,595	916,364	922,539
直接焼却量	702,615	681,294	673,114	648,262	624,956	611,092	597,567	604,175	605,571	607,009
焼却以外の 中間処理量	322,103	314,794	313,484	299,689	280,166	273,807	274,057	274,939	267,149	271,992
直接再生利用量	13,250	15,840	16,204	15,448	15,124	14,766	14,979	14,627	14,092	14,921
直接最終処分量	57,472	54,555	47,199	36,325	32,986	36,876	27,392	27,854	29,552	28,617

(5) ごみ再生利用量等の推移 (平成16~25年度)

単位 量：t/年，率：%

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
総資源化量	247,453	242,518	249,070	244,952	232,010	230,635	229,354	220,337	208,078	208,938	
再生利用量	218,468	213,882	220,529	216,549	203,746	203,387	202,049	194,133	182,867	184,519	
集団回収量	28,985	28,636	28,541	28,403	28,264	27,248	27,305	26,204	25,211	24,419	
再生利用率	広島県	19.9	20.1	21.0	21.7	21.4	21.7	22.1	21.1	20.0	20.0
全国平均		12.8	14.1	14.6	15.2	15.2	15.4	15.7	15.6	15.5	15.8

(注) 再生利用率 (%) = (ごみ再生利用量) / (ごみ処理量) × 100

(6) ごみ最終処分量の推移 (平成16~25年度)

単位 量：t/年，1人1日当たり最終処分量：g/人・日

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
最終処分量	168,555	159,191	134,425	123,253	109,724	110,867	98,218	111,175	116,916	118,533	
うち焼却灰埋立量	79,771	74,010	58,723	65,781	55,880	53,836	53,597	65,755	70,297	69,297	
1人1日 当たり最 終処分量	広島県	160	152	128	118	105	106	94	106	111	113
全国平均		174	157	146	136	119	109	104	104	99	97

(7) ごみ処理経費の推移 (平成16～25年度)

単位 ごみ処理経費：億円， 1人当たりの経費：円/年・人

年 度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
ごみ処理経費		336.1	334.7	344.7	342.8	339.4	342.0	327.4	310.5	316.0	326.6
1人 当たりの 経費	広島県	11,700	11,600	12,000	11,900	11,800	12,000	11,500	10,900	10,900	11,400
	全国平均	11,700	11,800	11,700	12,000	11,900	11,700	11,900	11,600	11,300	11,400

(8) ごみ処理施設の整備状況 (平成25年度末現在)

【ごみ焼却施設】

区 分	計				
		固定バッチ式	機械化バッチ式	准連続式	全連続式
施設数	24	0	7	7	10
公称能力 (トン/日)	3,228	0	164	544	2,520
処理実績 (トン/日)	1,753	0	62	319	1,372

【焼却以外の中間処理施設】

区 分	計			
		ごみ燃料化 処理施設	資源化施設	粗大ごみ 処理施設
施設数	47	7	26	14
公称能力 (トン/日)	1,556	550	607	399
処理実績 (トン/日)	666	364	201	101

【最終処分場】

施設数	23
全体容量	8,582 千m ³
残余容量	2,165 千m ³
平成25年度埋立実績	131 千m ³
平成23～25年度の平均埋立量	127 千m ³
残余年数 (残余容量/平均埋立量)	17 年

(9) 水洗化人口と非水洗化人口の推移 (平成16～25年度)

単位：千人

年 度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
総人口		2,877	2,875	2,872	2,869	2,864	2,861	2,858	2,853	2,886	2,877
水洗化人口		2,391	2,403	2,430	2,456	2,479	2,456	2,465	2,485	2,537	2,537
	公共下水道人口	1,661	1,695	1,728	1,762	1,785	1,808	1,822	1,857	1,896	1,912
	浄化槽処理人口	730	708	702	694	694	648	643	629	641	625
	うち合併処理 浄化槽人口	342	355	358	370	383	390	389	379	401	391
非水洗化人口		486	472	442	413	385	405	392	368	349	340
水洗化率 (%)	広島県	83.1	83.6	84.6	85.6	86.6	85.9	86.3	87.1	87.9	88.2
	全国平均	88.1	88.9	89.7	90.3	90.7	91.5	92.0	92.6	93.0	93.5

(10) し尿等の排出量の推移 (平成16～25年度)

単位：千k l

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
し尿収集量	356.9	335.2	321.0	299.6	286.8	274.7	268.6	258.1	244.8	236.0
浄化槽汚泥収集量	410.4	412.9	414.2	421.0	429.9	437.7	443.5	443.2	441.4	443.6
自家処理量	46.3	25.3	16.3	14.7	12.9	10.1	10.4	10.0	9.0	8.9
合 計	813.6	773.4	751.5	735.3	729.6	722.5	722.5	711.3	695.2	688.5

(11) し尿等の処理状況の推移 (平成16～25年度)

単位：千k l

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
し尿処理施設	743.1	725.7	715.2	711.7	705.9	701.9	705.0	618.1	602.9	598.0
下水道投入	24.4	22.6	20.5	9.3	10.9	11.0	7.4	83.6	83.8	82.0
その他 (農地還元を含む)	0.2	0.2	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	767.7	748.5	735.7	721.0	716.8	712.8	712.5	701.7	686.6	680.0

(12) し尿処理施設の整備状況 (平成25年度末現在)

施 設 数	36
公称能力 (kl/日)	2,617

(13) 浄化槽の設置基数の推移 (平成16～25年度)

単位：基

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
単独浄化槽	125,164	121,483	120,879	118,390	114,550	107,053	102,425	97,440	94,080	90,500
合併処理浄化槽	62,511	70,840	73,396	76,684	79,008	81,772	83,153	85,381	86,585	89,309
計	187,675	192,323	194,275	195,074	193,558	188,825	185,578	182,821	180,665	179,809

(14) 浄化槽の法定検査の受検状況の推移 (平成16～25年度)

単位：%

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
新設時検査 (広島県)	94.3	99.0	99.7	99.8	99.9	99.7	99.7	99.8	99.6	99.5
新設時検査 (全国平均)	84.0	84.0	86.7	87.9	89.9	90.8	92.9	91.6	91.0	90.4
定期検査 (広島県)	18.4	19.4	21.2	26.0	35.2	42.7	49.9	50.3	58.7	58.7
定期検査 (全国平均)	17.9	20.2	23.8	25.7	27.2	28.7	30.4	31.8	33.4	36.3

2 産業廃棄物

(1) 業種別・種類別産業廃棄物排出量（平成25年度）

単位：t/年

区分	農業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	医療・福祉	教育・学習支援業	サービス業	合計
燃え殻				5	11,934	31,338					1	3	43,281
汚泥	12		56,300	228,767	1,419,446	2,152,891		422	2,487	73	31	5,837	3,866,266
廃油			5	4,070	97,712	289		974	6,796	49	29	6,218	116,142
廃酸				283	54,183	7,017			126	73	10	25	61,717
廃アルカリ				177	9,933	455	1	1	340	66	20	21	11,014
廃プラスチック類	552	134	8	24,260	99,747	5,069	187	2,914	7,464	5,510	115	1,433	147,393
紙くず				13,020	17,361		44						30,425
木くず		24		139,788	177,415	62		1,763	301	227	14	97	319,691
繊維くず				695	818								1,513
動植物性残さ					58,278								58,278
動物系固形不要物					3,443								3,443
ゴムくず				62	176			3	1	3			245
金属くず	1	143	1	17,502	304,637	1,401	172	1,752	5,828	2,628	475	4,205	338,745
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	1			66,899	82,212	74		22	426	173	71	36	149,914
鉱さい				5,038	6,352,074	18						15	6,357,145
がれき類	3			1,278,460	13,862	10,572	4,333	5	727		14	377	1,308,353
ばいじん					415,169	384,134							799,303
動物のふん尿	1,000,238												1,000,238
動物の死体	1,112										8		1,120
感染性廃棄物					110				75	7,351	5	6	7,547
混合物等	1			16,482	2,477	24	2	37	3,217	407	26	3,376	26,049
合計	1,001,920	301	56,314	1,795,508	9,120,987	2,593,344	4,739	7,893	27,788	16,560	819	21,649	14,647,822

(2) 産業廃棄物処理施設の設置状況

【中間処理施設】

平成24年度末現在

施設の種類の	処理施設数				処理能力			
	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計
ア 汚泥の脱水施設	8	30	4	42	950	4,341	574	5,865
イ 汚泥の乾燥施設（機械）	2	1	0	3	134	120	0	254
ウ 汚泥の乾燥施設（天日）	0	1	0	1	0	108	0	108
エ 廃油の油水分離施設	0	9	0	9	0	2,081	0	2,081
オ 廃プラスチック類の破碎施設	2	50	0	52	50	2,777	0	2,827
カ 木くず又はがれき類の破碎施設	4	263	0	267	1,884	98,904	0	100,788
キ シアンの分解施設	0	1	0	1	0	1	0	1
ク PCB廃棄物の分解施設	1	0	0	1	25	0	0	25
ケ PCB廃棄物の分離施設	1	0	0	1	31	0	0	31
コ 汚泥の焼却施設	3	25	0	28	104	1,002	0	1,106
サ 廃油の焼却施設	4	23	0	27	66	920	0	986
シ 廃プラスチック類の焼却施設	3	30	0	33	9	892	0	902
ス その他の焼却施設	5	39	3	47	293	1,531	17	1,842
計	33	472	7	512	3,546	112,677	591	116,816

(注) 1 表中の施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設

2 処理能力の単位は、ア、イ、ウ、エ、キ、ケ、コ、サ及びシの施設はm³/日、オ、カ、ク、ス及びセの施設はt/日

【最終処分場】（再掲）

平成24年度末現在

区分	施設数				残余容量（万m ³ ）				残余年数
	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計	
安定型処分場	4	59	1	64	1	566	9	576	10.1
管理型処分場	6	20	2	28	8	117	21	146	14.6
計	10	79	3	92	9	683	30	722	10.6

- (注) 1 表中の施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設。
 2 残余年数は、平成24年度の埋立量の実績（安定型57万m³、管理型10万m³）から試算したもの。
 3 安定型処分場：地下水を汚染しない廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類のみを埋め立てる産業廃棄物最終処分場のこと。
 4 管理型処分場：浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、遮水工、集排水設備、浸出液処理設備等が設けられ、燃え殻、汚泥、木くず、鉱さい及びばいじんなどを埋め立てる産業廃棄物最終処分場のこと。
 5 端数処理のため、合計値があわない場合がある。

(3) 産業廃棄物処理業の状況

【業態別産業廃棄物処理業の許可状況】

平成26年度末現在

区分	業種	管轄				
		県	広島市	呉市	福山市	計
産業廃棄物	収集運搬	3,739	498	211	344	4,792
	処分	238	107	26	62	433
	小計	3,977	605	237	406	5,225
特別管理産業廃棄物	収集運搬	527	70	25	63	685
	処分	19	9	2	3	33
	小計	546	79	27	66	718
合計		4,523	684	264	472	5,943

- (注) 合計欄の業者数は、一の業者が、県、広島市、呉市及び福山市と重複して許可を得ている場合があり、県全体の許可業者数と実際の処理業者数は一致しない。

(4) 公共関与による埋立処分事業の状況

平成26年度末現在

事業名	箕島地区廃棄物等埋立処分事業	
事業実施場所	福山市箕沖町	
事業実施主体	(一財) 広島県環境保全公社	
事業期間	昭和63年10月11日～	
規模	面積	35.6ha
	容量	193.7万m ³
進捗率	88.1%	
埋立廃棄物	産業廃棄物(燃え殻, 汚泥, 鋳さい, ばいじん, ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず, がれき類), 一般廃棄物(焼却灰など)	

事業名	出島地区廃棄物等埋立処分事業	
事業実施場所	広島市南区出島	
事業実施主体	(一財) 広島県環境保全公社	
事業期間	平成26年6月2日～	
規模	面積	18ha
	容量	264万m ³ (うち廃棄物190万m ³)
進捗率	0.3%	
埋立廃棄物	産業廃棄物(燃え殻, 汚泥, 鋳さい, ばいじん, ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず, がれき類), 一般廃棄物(焼却灰など)	

- (注) 1 (一財)広島県環境保全公社が県から施設を借り受けて埋立処分事業を実施している。
 2 一般廃棄物最終処分場の確保が困難な市町の焼却灰なども, 一時的に受け入れている。

(5) 産業廃棄物の広域移動の状況

単位: 万t

年度	県外からの搬入量	県外への搬出量	H25年度における 主な搬入元・搬出先																					
H21	35.0 (うち埋立て23.2)	76.9 (うち埋立て5.6)	(搬入元) 43都府県 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>搬入量</th> <th>搬入割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡山県</td> <td>11.4</td> <td>18.5%</td> </tr> <tr> <td>山口県</td> <td>10.9</td> <td>17.7%</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>5.7</td> <td>9.3%</td> </tr> <tr> <td>島根県</td> <td>5.0</td> <td>8.1%</td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td>3.8</td> <td>6.2%</td> </tr> <tr> <td>その他38府県</td> <td>24.8</td> <td>40.3%</td> </tr> </tbody> </table>		搬入量	搬入割合	岡山県	11.4	18.5%	山口県	10.9	17.7%	東京都	5.7	9.3%	島根県	5.0	8.1%	千葉県	3.8	6.2%	その他38府県	24.8	40.3%
	搬入量	搬入割合																						
岡山県	11.4	18.5%																						
山口県	10.9	17.7%																						
東京都	5.7	9.3%																						
島根県	5.0	8.1%																						
千葉県	3.8	6.2%																						
その他38府県	24.8	40.3%																						
H22	45.1 (うち埋立て26.2)	73.2 (うち埋立て1.2)																						
H23	62.7 (うち埋立て29.5)	136.4 (うち埋立て15.1)																						
H24	53.1 (うち埋立て20.4)	100.6 (うち埋立て5.1)																						
H25	61.6 (うち埋立て22.0)	110.5 (うち埋立て5.3)	(搬出先) 34道府県 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>搬出量</th> <th>搬出割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口県</td> <td>38.4</td> <td>34.8%</td> </tr> <tr> <td>福岡県</td> <td>32.9</td> <td>29.8%</td> </tr> <tr> <td>岡山県</td> <td>15.2</td> <td>13.8%</td> </tr> <tr> <td>大分県</td> <td>10.4</td> <td>9.4%</td> </tr> <tr> <td>高知県</td> <td>6.4</td> <td>5.8%</td> </tr> <tr> <td>その他29道府県</td> <td>7.2</td> <td>6.5%</td> </tr> </tbody> </table>		搬出量	搬出割合	山口県	38.4	34.8%	福岡県	32.9	29.8%	岡山県	15.2	13.8%	大分県	10.4	9.4%	高知県	6.4	5.8%	その他29道府県	7.2	6.5%
	搬出量	搬出割合																						
山口県	38.4	34.8%																						
福岡県	32.9	29.8%																						
岡山県	15.2	13.8%																						
大分県	10.4	9.4%																						
高知県	6.4	5.8%																						
その他29道府県	7.2	6.5%																						

(6) 有害廃棄物対策の現状

【PCB廃棄物保管等届出状況】

平成25年度末現在

種類 (単位)	保管中	使用中
高圧トランス (台)	450	331
高圧コンデンサ (台)	5,109	572
低圧トランス (台)	1,285	6
低圧コンデンサ (台)	16,783	74
柱上トランス (台)	178,778	46,057
安定器 (台)	98,085	5,168
PCB (kg)	3,857	—
PCBを含む油 (kg)	379,694	230
感圧複写紙(ノーカーボン紙) (kg)	26,997	—
ウエス (kg)	43,522	—
その他機器 (台)	3,373	1,016
届出事業者数	1,362	—

(注) 容量で報告されたものは重量に換算

3 廃棄物部門における地球温暖化対策の状況 (広島県地球温暖化防止地域計画からの抜粋)

(1) 温室効果ガスの現状と削減目標

(単位: 万t-CO₂)

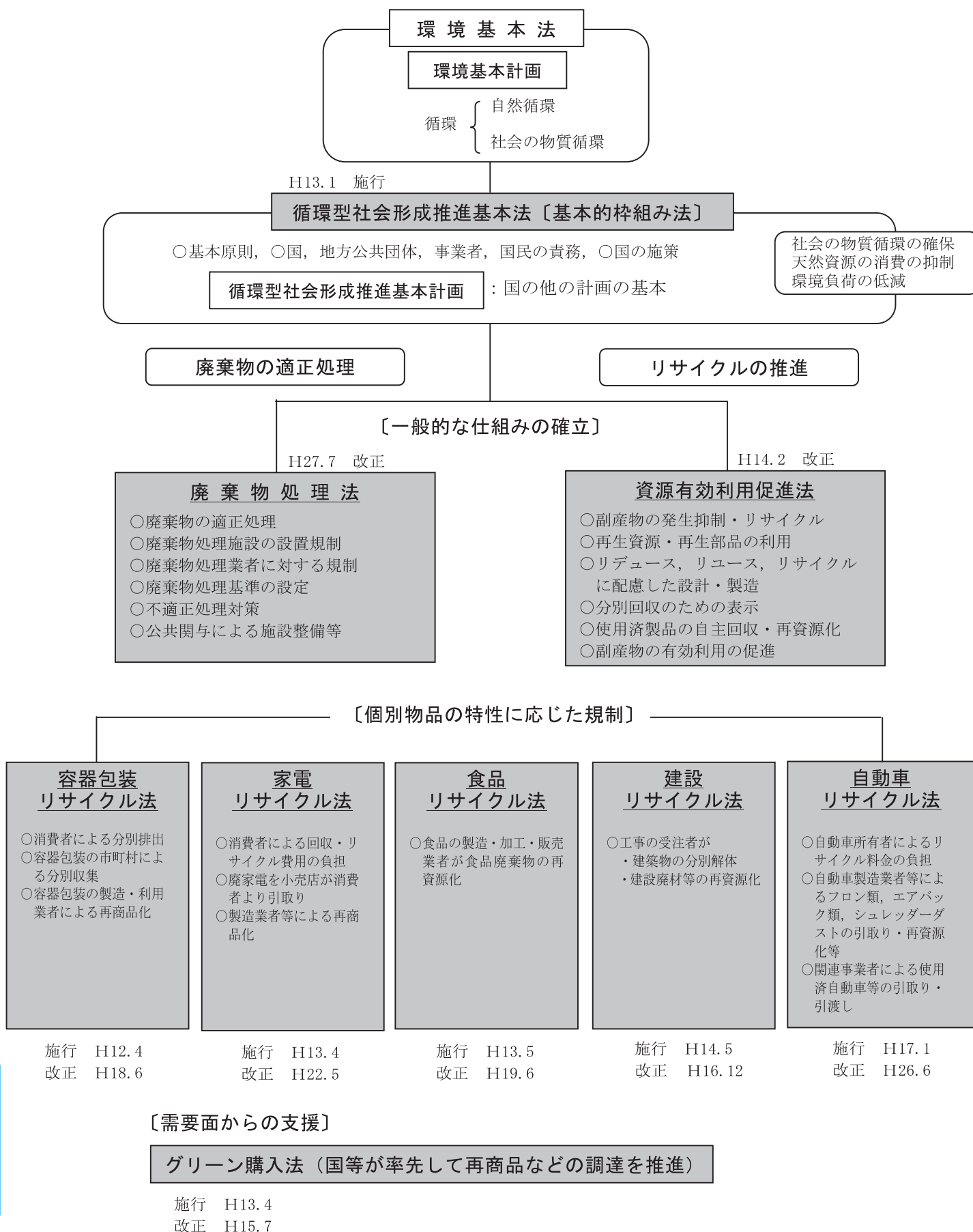
区分	H19 (基準年度)	削減目標
廃棄物部門	50	排出量をH19年度比 10%削減

(2) 再生可能エネルギー対策の現状等

施策	指標項目 (内容)	単位	現状 (H20)	目標値 (H32)
再生可能 エネルギー 対策	廃棄物発電導入量	KL (原油換算)	22,451	61,300
	廃棄物熱利用導入量	KL (原油換算)	28,551	110,300

4 循環型社会形成

(1) 循環型社会の実現のため法体系



(2) 国の基本方針

廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成13年5月環境省告示第34号) — 抜粋 —

改正 平成28年1月21日環境省告示第130号

○ 家畜排せつ物のリサイクルの推進

廃棄物の減量化の目標量については、第三次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた目標等を踏まえ、当面、平成32年度を目標年度として進めていくものとする。

○ 一般廃棄物の減量化の目標量

一般廃棄物については、現状(平成24年度)に対し、平成32年度において、排出量を約12パーセント削減し、排出量に対する再生利用率の割合を約21パーセントから約27パーセントに増加させるとともに、最終処分量を約14パーセント削減する。

また、平成32年度において、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を500グラムとする。

(単位：100万トン/年)

区 分	平成24年度	平成32年度
排 出 量	45	40
再生利用率	9.3(21%)	10.8(27%)
中間処理による減量	31(69%)	25.2(63%)
最終処分量	4.7(10%)	4(10%)

※平成32年度については、国の目標量から算出した数値

○ 産業廃棄物の減量化の目標量

産業廃棄物については、現状(平成24年度)に対し、平成32年度において、排出量の増加を約3パーセントに抑制し、再生利用率を約55パーセントから約56パーセントに増加させるとともに、最終処分量を約1%削減する。

(単位：100万トン/年)

区 分	平成24年度	平成32年度
排 出 量	379	390
再生利用率	208(55%)	218(56%)
中間処理による減量	158(42%)	159(43%)
最終処分量	13(3%)	12.9(3%)

※平成32年度については、国の目標量から算出した数値

(注1) 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

(注2) 括弧内は、各年度の排出量を100としたときの割合である。

○ その他の目標

- ・ 家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査実施市町村数を43市町村(H25年度)から200市町村(H30年度)に増大
- ・ 家電リサイクル法対象4品目について、小売業者が引取義務を負わないものの回収体制構築市町村割合を59%(H25年度)から100%(H30年度)に増大
- ・ 使用済小型電子機器等の再生のための回収を行う市町村割合を43%(H25年度)から80%(H30年度)に増大

5 第4次広島県廃棄物処理計画の策定の経緯

(1) 広島県環境審議会における審議状況等

開催日	審議内容
平成27年5月26日(火)	○ 知事が環境審議会会長に諮問
平成27年5月27日(水)	○ 環境審議会から生活環境部会へ付議
第1回 生活環境部会 平成27年6月5日(金)	○ 第4次広島県廃棄物処理計画の策定について ○ 第3次広島県廃棄物処理計画の概要について ○ 第3次広島県廃棄物処理計画等に係る施策の取組状況・検証等について ○ 広島県の廃棄物処理の諸課題について ○ 課題解決に向けた施策の方向性(たたき台)
第2回 生活環境部会 平成27年6月30日(月)	○ 第4次広島県廃棄物処理計画の骨子案について ○ 第4次広島県廃棄物処理計画の骨子案 ○ 前回部会での委員からの意見について ○ 第4次広島県廃棄物処理計画の目標の設定に係る将来予測について(一般廃棄物) ○ 第4次広島県廃棄物処理計画に係る将来予測について(産業廃棄物)
第3回 生活環境部会 平成27年10月30日(火)	○ 第4次広島県廃棄物処理計画の策定に係る前回部会での委員からの意見について ○ 第4次広島県廃棄物処理計画の構成案について ○ 第4次広島県廃棄物処理計画の主な施策等(素案) ○ 第4次広島県廃棄物処理計画の法定目標(一般廃棄物)(素案) ○ 第4次広島県廃棄物処理計画の法定目標(産業廃棄物)(素案)
第4回 生活環境部会 平成27年12月2日(水)	○ 第4次広島県廃棄物処理計画の策定に係る前回部会での委員からの意見について ○ 第4次広島県廃棄物処理計画(素案)の概要について ○ 第4次広島県廃棄物処理計画(素案) ○ 廃棄物処理法に基づく基本方針改正案の概要
平成28年1月22日～ 2月12日	○ 計画素案に対する市町への意見聴取 (廃棄物処理法第5条の5第3項に基づく意見聴取)
平成28年1月19日～ 2月22日	○ 計画素案に対する県民意見募集(パブリックコメント)
平成28年3月2日～ 3月9日	○ 計画案に対する市町への意見聴取 (廃棄物処理法第5条の5第3項に基づく意見聴取)
第5回 生活環境部会 平成28年3月11日(金)	○ 第4次広島県廃棄物処理計画案に係る策定経緯について ○ 第4次広島県廃棄物処理計画の策定に係る前回部会での委員からの意見について ○ 第4次広島県廃棄物処理計画素案に係る議会等の意見について ○ 第4次広島県廃棄物処理計画(案)
平成28年3月22日(火)	○ 環境審議会から知事へ答申

(2) 広島県環境審議会委員一覧 (★印は生活環境部会委員)

成28年3月末現在)

区 分	氏 名	職 業 等
委 員	石 橋 昇	広島国際学院大学工学部教授
会 長	今 岡 務	広島工業大学環境学部教授
委 員	★ 入 山 欣 郎	広島県市長会・大竹市長
〃	於 保 幸 正	広島大学名誉教授
〃	★ 片 岡 勝 子	広島県女性医師の会会長
〃	★ 川 本 信 枝	広島県生活協同組合連合会コープアドバイザー
〃	京 才 昭	一般社団法人広島県山岳連盟会長
〃	窪 田 泰 久	広島県議会議員
〃	栗 原 俊 二	広島県議会議員
〃	下 森 宏 昭	広島県議会議員
〃	★ 杉 原 数 美	広島国際大学薬学部教授
〃	★ 田 尾 和 也	中国地方整備局企画部環境調整官
〃	高 木 昭 夫	広島県議会議員
〃	高 杉 清 志	一般社団法人広島県猟友会理事
〃	★ 谷 村 武 士	広島県商工会議所連合会幹事長
〃	富 田 幸 一	広島森林管理署長
〃	内 藤 佳 奈 子	県立広島大学生命環境学部准教授
〃	中 川 潤 子	公益社団法人広島県薬剤師会常務理事
会長代理	★ 西 嶋 涉	広島大学環境安全センター教授
委 員	★ 西 村 和 之	県立広島大学生命環境学部教授
〃	西 本 光 徳	中国経済産業局資源エネルギー環境部長
〃	★ 橋 本 敬 治	日本労働組合総連合会広島県連合会副事務局長
〃	林 武 広	広島大学大学院教育学研究科教授
〃	★ 原 公 子	公益社団法人広島消費者協会理事
〃	福 知 基 弘	広島県議会議員
会長代理	福 本 幸 夫	広島市安佐動物公園元園長
委 員	松 本 治 美	J A 広島県女性組織協議会会長
〃	三 好 久 美 子	中国・地域づくり交流会会員
〃	★ 矢 野 泉	広島修道大学商学部教授
〃	★ 山 本 勇 二	広島県漁業協同組合連合会代表理事会長
〃	★ 吉 田 隆 行	広島県町村会・坂町長
〃	★ 吉 平 真 隆	ひろしま地球環境フォーラム会計監事

(敬称略)

諮問文書

平成27年5月26日

広島県環境審議会会長 様

広島県知事
〔〒730-8511広島市中区基町10-52〕
循環型社会課

第4次広島県廃棄物処理計画の策定について（諮問）

このことについて、貴審議会の意見を求めます。

付議文書

平成27年5月27日

広島県環境審議会
生活環境部会長 様

広島県環境審議会会長

広島県環境審議会への諮問事項の付議について（依頼）

このことについて、別紙のとおり広島県知事から当審議会に諮問がありました。
については、広島県環境審議会運営要綱第3条の規定により、貴部会に次の案件に
ついて付議します。

案 件

第4次広島県廃棄物処理計画について

平成28年3月22日

広島県知事 様

広島県環境審議会
会長 今 岡 務

第4次広島県廃棄物処理計画の策定について（答申）

本審議会は、平成27年5月26日付けで、県から諮問を受けた「第4次広島県廃棄物処理計画」について、生活環境部会に付議し、5回にわたる審議において、現行計画における具体的施策の実施状況の検証等を行い、現行計画策定後の社会環境の変化に沿った新たな課題などを考慮しながら、審議を進めてまいりました。

この過程においては、新たな計画に必要な観点・施策として、年々変化している廃棄物を取り巻く環境に対応し、循環型社会を実現していくためには、3Rの中でも排出抑制及び再使用に優先して取組むこと、低炭素社会との一体的実現を目指す視点から再使用・再生利用が困難な廃棄物についてはエネルギー利用を促進すること、などを議論してきたところです。

本計画案には、これまで審議した内容が取り入れられており、今後の広島県の廃棄物に関する施策の総合的かつ計画的な推進のためにふさわしい計画となっているものと考えます。

よって、本計画案には、審議会が考える「第4次広島県廃棄物処理計画」に盛り込むべき事項が反映されていると認め、ここに答申します。

県においては、環境への負荷の少ない持続可能な社会の仕組みの構築を目指し、県庁を挙げて、また、市町・関係機関・団体等と連携し、本計画に掲げる施策を着実に実施していかれますことを期待します。

6 用語集

あ行

■ R D F (Refuse Derived Fuel : ごみ固形燃料)

ごみに含まれる厨芥・紙などを乾燥・粉碎して石灰などを混ぜ、クレヨン状に成形加工した固形燃料のこと。

■ I S O 14001

国際標準化機構 (International Organization for Standardization) が発行した、環境マネジメントシステムの国際規格のこと。「国際標準化機構」とは、スイスに本部を置く国際的な非政府間機構で、全世界の標準となる工業規格や、品質管理規格 (I S O 9000シリーズ) などを発行している。

■ アスベスト

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で石綿 (「せきめん」又は「いしわた」) と呼ばれている。石綿自体が直ちに問題なのではなく、人が吸い込むことにより肺線維症 (じん肺)、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性がある。建築物に吹き付けられたもの及びアスベストを含む保湿材の除去作業によって発生した飛散するおそれのある飛散性アスベスト (廃石綿) とアスベストがセメント、けい酸カルシウムと一体的に成形され建築資材として含有されている非飛散性アスベスト (石綿含有廃棄物) がある。

■ 一般廃棄物会計基準

一般廃棄物の処理に関する事業に係るコスト分析方法について、コスト分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、減価償却方法など標準的な分析方法を示したもの。

■ 一般廃棄物処理有料化の手引き

市町が一般廃棄物処理の有料化の導入又は見直しを実施する際の手引きとして、有料化の仕組み作りや円滑な導入のための手法などを示したもの。

■ 海ごみ

海底ごみ (海底に沈んでいるもの)、漂流ごみ (海中を浮遊しているもの)、漂着ごみ (海岸に打ち上げられたもの) の総称。

■ エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、平成16年4月に環境省が制度化した環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。

■ 汚泥

工場排水や下水などの処理後に残る又は各種製造業の製造工程において生じる泥状の廃棄物のこと。

か行

■ 海岸漂着物処理推進法

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律 (平成21年法律第82号) のこと。

■ 拡大生産者責任

生産者が生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。具体的には、廃棄物等の循環資源の循環的利用及び適正処分に資するよう、①製品の設計を工夫すること、②一定の製品について、それが廃棄された後、生産者が引取りやりサイクルを実施することなどが挙げられる。

■ 環境保全アドバイザー

地域で行われる環境学習や環境保全活動について、助言・指導を行う人材。県が実施又は認定する養成講座を修了した者や地球温暖化防止活動推進員のうち、登録を希望する者をアドバイザーとして

登録し、地域での活用を促している。（※県の独自制度で平成6年度から実施）

■ 環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら認定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」という。

■ 感染性廃棄物

感染性病原体を含むか、そのおそれのある廃棄物のこと。医療機関や研究機関から排出されることが多く廃棄物処理法上では、特別管理廃棄物とされている。

■ 技術的支援

一般廃棄物の分別収集区分、処理方法、再生利用及び適正処理促進のための施設整備並びに広域化による施設の効率的配置等に対して、市町間の調整を行うほか、市町に対する助言や先進的取組に関する情報提供等を行うこと。

■ 広域認定制度

製品が廃棄物となったもので、当該廃棄物の処理を当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者（製造事業者等）が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量、適正処理が確保されることを目的として、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理業の許可を不要とする特例制度のこと。

■ 公共下水道

主として市街地における下水を集中排除し又は処理するために、地方公共団体が管理する下水道で、処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものがある。

■ 鉱さい

鉱石から金属を精錬する際などに、熔融した金属上に浮かび上がる副産物等をいう。具体的には、高炉、平炉、転炉、電気炉からの残さ（スラグ）、キューボラ溶鉱炉のノロ、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂などがある。

■ ごみの再生利用量

市町が収集したごみのうち、直接資源化されるもの（紙類、金属類、ガラス類、プラスチック類等）と、中間処理後に再生利用されるもの（RDF、焼却灰（セメント原料）、熔融スラグ等）の合計量

さ行

■ 再生骨材・再生路盤材

がれき類や鉱さいなどから再生される粗骨材（砂利）、細骨材（砂）、道路舗装用材のこと。

■ 雑紙

家庭から排出される古紙のうち、新聞（折込チラシを含む）、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らないもの。具体的には、家庭で不要となった折込チラシ、パンフレット、コピー紙、包装紙、紙袋、紙箱などの紙全般を指す。

■ 残余容量

最終処分場に埋立処分できる容量のうち、既に埋め立てられた容量を除いた、埋立可能な容量のこと。

■ 持続可能な消費

国連が取り組んでいる最も重要な課題の1つで、1人1人が問題意識を持って行動することで、バランスを欠いてしまった現代の社会問題や環境問題を解決しようとするもの。過激な消費を抑え、世界中の全ての人たちが生活するために最低限必要なものを手に入れられるようになることを目的としている。

■ 指定袋制度

市町が、ごみの排出抑制、分別徹底などを目的として、手数料を上乗せせずに販売される一定の規格を有するごみ袋の使用を排出者に依頼するごみ収集手法の一つ。

■ 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針

市町が廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するための取組を円滑に実施できるよう、一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方等を示したもの。

■ 集団回収

家庭から出る新聞・雑誌・段ボールアルミ缶などの資源ごみを子ども会・自治会・児童会・保護者会などの地域住民団体がその地域内の資源を回収し、資源回収業者に引き渡す方法。市町では、補助金などを交付している場合を除き実態把握されていない。

■ 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと。

■ 浄化槽

水洗トイレ汚水（し尿）などを微生物の働きにより浄化処理する装置のこと。

■ 水洗化人口

公共下水道に接続してし尿等を処理している公共下水道人口と浄化槽等（合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、農業集落排水処理施設等）を利用してし尿等を処理している浄化槽人口を合わせたもの。

■ 水洗化率

住民基本台帳人口に対して、下水道法上の下水道のほか、農業集落排水、浄化槽等により水洗便所を設置・使用している人口の割合。下水道等の整備済区域であっても下水道等に接続されていない人口は除き、生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽を設置している人口を含む。

■ 全国ごみ不法投棄監視ウィーク

5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までの期間。美しい日本、持続可能な社会をめざして、全国市長会が平成18年度に全国の市に呼びかけ創設されたもの。

た行

■ ダイオキシン類

一般に、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼んでいる。物の燃焼に伴い発生するが、概ね800℃以上の高温で安定的に燃焼することにより発生を抑制することができるかとされている。

■ 多量排出事業者

廃棄物処理法又は広島県生活環境の保全等に関する条例に基づくもので、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であって、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上（特別管理産業廃棄物は50トン以上）、条例は500トン以上ある事業場を設置している事業者のこと。

■ 地域コミュニティ・ビジネス

地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組のこと。

■ 低炭素社会

二酸化炭素等温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる社会のこと。

■ 低濃度PCB廃棄物

PCB濃度が0.5mg/kgから数十mg/kg程度の絶縁油が含有する微量PCB汚染廃電気機器等及びPCB濃度が5,000mg/kg以下のPCB廃棄物等。

は行

■ ばいじん

大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は焼却施設において発生し、集塵装置で捕集された粒子状の廃棄物のこと。

■ 灰溶融

焼却灰やばいじんを、融点（1,300～1,500度）以上の高温で処理し、岩石状の固化物にすること。灰溶融によって得られた固化物（灰溶融固化物）は、元の容積の1/2～1/3に減容できること、重金属の溶出のおそれがないこと、土木・建設材料としての再生利用が期待できるなどの利点がある。

■ PCB (Polychlorinated Biphenyl)

環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすく慢性毒性をもつ化学物質。油状の物質で電気機器の絶縁油などに使われた。

■ PCB廃棄物処理基金

国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出えん金で造成される基金で、中間貯蔵・環境安全事業株式会社のPCB廃棄物処理事業及び環境大臣が指定した処理事業者に対し、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用の軽減及びPCB廃棄物処理の研究・研修等の促進を目的として助成を行っている。

■ 広島県污水適正処理構想

し尿の水洗化及び生活排水の処理を推進するため、平成8年3月に策定した下水道、浄化槽等の処理方法の県の最適化計画のこと。

■ 広島県地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化防止法の規定に基づき、地域における普及啓発活動等の拠点として知事が指定するので、本県では平成12年4月1日付けで（財）広島県環境保健協会を指定している。

■ 広島県地球環境対策推進会議

本県における地球環境保全問題に関する対策等を総合的に推進するために設置した環境部長をトップとする庁内組織のこと。

■ ひろしま地球環境フォーラム

地球環境保全型社会を目指し、県民・事業者・団体・行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。

■ 広島県の産業の特徴

本県の製造品出荷額は、輸送用機械、鉄鋼業、一般機械、電気機械の全体の約7割を占めており、鉄鋼と輸送用機械に特化した産業構造となっている。

■ びんごエコタウン構想

平成12年3月に備後地域22市町村を対象地域として、モデル的に循環型社会システムを形成するためのマスタープランとして策定された。同年12月に当時の通商産業省と厚生省から中国地域では初めてエコタウンプランとして承認された。

ま行

■ マニフェスト、電子マニフェスト

マニフェストとは、産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理を委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する産業廃棄物管理票のこと。インターネットを利用した産業廃棄物管理票を電子マニフェストといい、廃棄物の排出・処理状況を迅速かつ的確に把握することができる。

■ マニフェスト交付状況報告制度

マニフェストを交付した排出事業者は、前年度におけるマニフェストの交付等の状況に関する報告書を作成し、事業場の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市長に提出しなければならない。

や行

■ 溶融スラグ

焼却灰やばいじん中の無機質が溶融してガラス質になったもので、道路の路盤材などに使用されている。

ら行

■ レアメタル

地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由で抽出困難な金属のうち、工業需要が現に存在する（今後見込まれる）ため安定供給の確保が政策的に重要であるものとして、国の鉱業審査会でレアメタルと定義している31種類の非鉄金属。